

Weekly Report

第 789 号

令和7年3月24日

4月から始まる主な制度(雇用・労働関係)

本年4月から始まる主な雇用・労働関係の制度等は次のとおりです。

◎改正育児・介護休業法の施行……改正法が4月から段階的に施行され、*子の看護休暇の対象を小学校3年生まで拡大、*所定外労働の制限(残業免除)の対象を小学校就学前まで拡大、*男性の育児休業等取得状況の公表義務を労働者数301人以上の事業主に拡大、*継続雇用期間にかかわらず介護休業等が取得可能、*介護に直面した旨を申し出た労働者に対して介護休業制度等の周知と利用意向の確認を事業主に義務付ける、などが行われます。

◎出生後休業支援給付・育児時短就業給付の創設……子の出生後の一定期間に両親とも14日以上の子の育児休業を取得する場合、既存の育児休業給付金に上乗せて支給する「出生後休業支援給付」や、子が2歳未満の期間に時短勤務をした場合、賃金の10%を支給する「育児時短就業給付金」が創設されます。

◎育児休業給付金の支給期間延長手続きの厳格化……保育所等の利用意思がないのに育児休業給付金の延長目的で入所を申込み行為を防止するため、速やかな職場復帰のために保育利用を申し込んだことについてハローワークの確認を受ける必要があります。

◎高年齢雇用継続給付の給付率引下げ……60歳到達等時点と比較して賃金が75%未満となった60歳以上65歳未満(雇用保険一般被保険者)に対する高年齢雇用継続給付について、最大給付率が賃金の10%に引下げられます。

◎障害者雇用の除外率引下げ……障害者の就業が困難である業種に設けられている除外率について、一律10ポイント引下げられます。

選択型経営者保証非提供制度の取扱い

信用保証付融資において保証料率の上乗せ(0.25%又は0.45%)を条件に経営者保証を提供しない選択ができる「事業者選択型経営者保証非提供制度」の取扱い開始から1年を迎え、保証承諾実績は約1万3千件、約2300億円となっています。

本制度は、①過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出している、②直近の決算で代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相当である、③直近の決算で債務超過でない又は直近2期の決算で減価償却前経常利益が連続赤字でない、などを満たす場合に利用できます。

なお、保証申込日に応じた補助があり、今月末まで0.15%ですが、4月から0.10%となります。

旅券の新規申請もオンラインで可能に

今月24日から全都道府県において、パスポートの切替申請だけでなく新規申請もマイナポータルからオンライン申請が可能になりました(国外からはオンライン在留届経由で申請)。また、偽造・変造対策を強化した新しいパスポートの発給が開始されます。

なお、オンライン申請の場合は戸籍情報がシステム連携されるため、新規申請の際に必要な戸籍謄本の提出は不要となります。また、窓口へ出向くのはパスポートの受取り時のみです。